

# 新座市子ども・子育て支援事業計画(素案)の概要

福祉部子育て支援課

## 1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、待機児童解消等による子育てしやすい社会や、人格形成を培う重要な時期に質の高い幼児教育・保育を提供するという、さらなる子育て支援施策の充実を図るため、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成27年度からは同3法に基づく新制度の教育・保育サービスが提供されます。

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年に全国に先行して策定した「新座市次世代育成支援行動計画前期計画」、平成22年に策定した「新座市次世代育成支援行動計画後期計画」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく本計画を策定し、引き続き子育てのしやすいまちづくりを目指していくものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月まで延長が決定されたことを受け、同法第8条に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、国の制度動向や市の人口状況、関連施設の整備状況により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 計画の対象

本計画の対象は、新座市に居住する全ての子ども及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

## 5 計画の基本理念及び基本方針

### 基本理念

#### 「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」

基本理念は新座市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承します。基本理念を継承した上で、子ども・子育て支援法の子どもの定義である「18歳までを子どもとする」こと、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的な責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本的認識を前提として、3つの基本目標を設定し、各施策を展開します。

### 基本目標 1

#### すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。また、妊産婦や新生児の健康や障がい児支援など、多面的なサポートを必要とする親子に対して、関係機関と連携をとり、子どもが健やかに育つことができる環境を整備します。

### 基本目標 2

#### すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行うとともに、出産等を機に離職した母親などが再び就職しやすい環境を整備します。

### 基本目標 3

#### 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域全体で子育て家庭や青少年を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充するとともに、親子が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや親子が気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図るとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

## 6 計画の構成

章名	概要
第1章 計画の策定にあたって	<p>計画の趣旨のほか、計画期間などを示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画策定の趣旨</li> <li>(2) 計画の位置づけ(法的位置づけ、市他計画との関係)</li> <li>(3) 計画の期間</li> <li>(4) 計画の対象</li> <li>(5) 提供区域の設定</li> <li>(6) 計画の策定体制</li> </ol>
第2章 計画の基本理念、基本目標	<p>基本理念「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」、計画において大切にすべき視点及び基本目標を示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の基本理念</li> <li>(2) 計画において大切にすべき視点</li> <li>(3) 基本目標</li> </ol>
第3章 新座市の現状	<p>子育てを取り巻く現状として、人口、出生率、待機児童数の推移及び計画策定に当たり実施したアンケート調査(平成25年11月)の状況を示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総人口、世帯の推移</li> <li>(2) 人口動態(出生数等の推移)</li> <li>(3) 教育・保育事業の利用状況</li> <li>(4) アンケート調査からみる子どもの状況</li> </ol>
第4章 子ども・子育て支援事業の目標事業量および確保方策	<p>人口推計に基づく家庭類型(就労形態見込)により、計画期間における「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の目標事業量・提供体制を示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども的人口及び家庭類型の見直し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども的人口の見直し</li> <li>(2) 地区別の子どもの人口の見直し</li> <li>(3) 家庭類型の見直し</li> </ol> </li> <li>2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育にかかる施設型給付</li> <li>(2) 学校教育にかかる施設型給付</li> </ol> </li> <li>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者支援事業</li> <li>(2) 地域子育て支援拠点事業</li> <li>(3) 妊婦健康診査事業</li> <li>(4) 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>(5) 養育支援訪問事業</li> <li>(6) 子育て短期支援事業</li> <li>(7) ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>(8) 一時預かり事業</li> <li>(9) 延長保育事業</li> <li>(10) 病児・病後児保育事業</li> <li>(11) 放課後児童保育室事業</li> <li>(12) 実費徴収に係る補足給付事業</li> <li>(13) 多様な主体の参入促進事業</li> </ol> </li> </ol>
5章 関連施策の展開	<p>事業計画の推進に当たり、第4章の「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各事業と共に推進・連携していく関連施策を示しています。</p>
6章 計画の推進・進捗管理	<p>計画の推進体制と進行管理について示しています。</p>

## 7 計画のポイント

### (1) 保育に係る施設型給付【第4章－2－(1)】

保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業等）、認可外保育施設（家庭保育室等）の利用に係る目標事業量及び確保方策を示しています。

#### ① 3～5歳の保育を必要とする児童（2号認定）の見通し

市全域では平成27年4月の時点で需給バランスが均衡する見込みです。

ただし、区域別にみると需給に偏りが生じているため、幼稚園における預かり保育の拡大等により、課題解消に取り組んでいきます。

#### ② 0～2歳の保育を必要とする児童（3号認定）の見通し

平成27年4月に認可外保育施設（家庭保育室11室）が小規模保育事業への移行することに伴って、市全域で50人の定員減が生じますが、市全域では認可保育園の定員ベースで、平成31年4月の時点で需給バランスが均衡する見込みです。

認可保育園の定員弾力化による受入れ人数も合計すると、平成28年度には市全域で需給のバランスが均衡する見込みです。

ただし、区域別にみると需給に偏りが生じているため、小規模保育事業の活用等により、課題解消に取り組んでいきます。

### (2) 教育に係る施設型給付【第4章－2－(2)】

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用に係る目標事業量及び確保方策を示しています。

なお、1号認定児童だけを対象とすると、幼稚園1園、認定こども園1園に施設及び児童が限られることから、現行制度を継続する幼稚園10園も含めて、量の見込み及び提供体制を掲載しています。

#### 3～5歳の教育を必要とする児童（1号認定）の見通し

市全域で平成27年4月の時点で需給バランスが均衡する見込みです。引き続き、市内における幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、幼稚園における預かり保育の拡大、認定こども園の移行促進などに取り組んでいきます。

(3) 利用者支援事業【第5章－3－(1)】

利用者支援事業は、子ども・子育てに関するサービスの総合案内として、就学前の子ども及びその保護者、または妊娠している方などが自身のニーズに合わせた幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援サービスを適切に選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援を行う事業です。

まずは、市役所子育て支援課窓口で実施し、段階的に市内の地域子育て支援拠点へ展開していく予定です。

(4) 地域子育て支援拠点事業【第5章－3－(2)】

新座市次世代育成支援行動計画から引き続き、平成31年度までに各小学校区に1か所の設置（計17か所）を目指し実施していきます。平成26年度時点で、13か所の設置が完了しています。

(5) 放課後児童保育室事業【第5章－3－(1)】

利用児童の増加に伴う、保育室の大規模化・狭あい化に対する対策として、平成31年度末までに施設の新設、改修、余裕教室の活用等により、対応可能な施設から順次、整備を行います。

平成27年度においては、東北小学校及び新堀小学校における保育室整備に着手します。

また、国の「放課後こども総合プラン」の策定を受け、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の実施校の拡大を進めるとともに、実施校におけるココフレンドと放課後児童保育室の連携に取り組んでいきます。